

高 健 総 第 9 8 号
令和 3 年 7 月 3 0 日

社会福祉法人 ルボア
理事長 樫村 英一郎 様

高松市長 大西 秀人



社会福祉充実計画変更承認通知書

令和 3 年 6 月 3 0 日付けにより、貴法人より申請のあった社会福祉充実計画の変更については、社会福祉法第 5 5 条の 3 第 1 項の規定に基づき、承認することとしたので通知する。



(別紙 1)

平成29年度 ～ 令和8年度 社会福祉法人ルポア 社会福祉充実計画

1. 基本的事項

法人名	社会福祉法人ルポア			法人番号	8470005000684		
法人代表者氏名	理事長 樫村 英一郎						
法人の主たる所在地	香川県高松市新田町甲 2723番地2						
連絡先	087-841-8090						
地域住民その他の関係者 への意見聴収年月日							
公認会計士、税理士等の 意見聴収年月日	令和 3年 6月 日						
評議員会の承認年月日	令和 3年 6月28日						
会計年度別の社会福祉 充実残額の推移(単位: 千円)	残額総額 (平成28年 度末現在)	残額総額 (平成29年 度末現在)	残額総額 (平成30年 度末現在)	残額総額 (平成31年 度末現在)	残額総額 (令和2年 度末現在)	残額総額 (令和3年 度末現在)	残額総額 (令和4年 度末現在)
	174,200 千円	― 千円	― 千円	― 千円	368,140 千円	― 千円	― 千円
	うち社会福祉充実 事業費(単位:千円)		― 千円	― 千円	― 千円	― 千円	― 千円
会計年度別の社会福祉 充実残額の推移(単位: 千円)	残額総額 (令和5年 度末現在)	残額総額 (令和6年 度末現在)	残額総額 (令和7年 度末現在)	残額総額 (令和8年 度末現在)		合計	社会福祉 充実事業 未充当額
	― 千円	― 千円	― 千円	― 千円			0 千円
	うち社会福祉充実 事業費(単位:千円)	― 千円	― 千円	411,125 千円	1,400,500 千円		1,811,625 千円
本計画の対象期間	平成29年 8月 1日～令和 8年 3月31日						

2. 事業計画

実施期間	事業名	事業種別	既存・新規の別	事業概要	施設整備の有無	事業費
令和7年度	施設継続事業	社会福祉事業	新規	当法人の経営する介護老人保健施設の継続的運営を鑑み、現在と同規模での建替えに伴う土地取得し事業開始に向けて準備する	無	411,125千円
令和8年度				土地を取得した上で現在と同規模での建替えに伴う改築工事および既存建物の解体工事を行い継続事業を開始する	有	1,400,500千円
合計						1,811,625千円

3. 社会福祉充実残額の使途に関する検討結果

検討順		検討結果
①	社会福祉事業及び 公益事業(小規模事業)	当法人の経営する介護老人保健施設の継続的運営をかんがみ、現在と同規模(入所80名、通所40名、短期)での建替えに伴う土地取得および改築工事、既存建物の解体工事の必要性を考え社会福祉事業として施設継続事業を行う。
②	地域公益事業	①の取組を実施する結果、残額が生じないため、実施はしない。
③	①及び②以外の公益事業	①の取組を実施する結果、残額が生じないため、実施はしない。

4. 資金計画

事業名	事業費内訳		平成29年8月1日～令和8年3月31日	合計
	計画の実施期間における 事業費合計		1,811,625 千円	1,811,625 千円
	財源構成	社会福祉充 実残額	368,140 千円	368,140 千円
		補助金	-	
		借入金	1,443,485 千円	1,443,485 千円
		事業収益	-	
		その他	-	

5. 事業の詳細

事業名	施設継続事業	
主な対象者	-	
想定される対象者数	-	
事業実施地域	香川県高松市内	
事業の実施時期	平成29年8月1日 ～ 令和8年3月31日	
事業内容	当法人の経営する介護老人保健施設の継続的運営をかんがみ、現在と同規模での建替えに伴う土地取得および改築工事、既存建物の解体工事のための費用に充当し施設継続事業を行う	
事業の実施スケジュール		介護老人保健施設の規模と同規模で建替えが可能な土地の選定及び取得し、改築工事及び既存建物の解体工事を計画
事業費積算(概算)	別紙、事業積算根拠算定表を参照	
地域協議会等の意見とその反映状況	-	

※ 本計画において複数の事業を行う場合は、2.事業計画に記載する事業の種類ごとに「事業の詳細」を作成すること。

6. 社会福祉充実残額の全額を活用しない又は計画の実施期間が5か年度を超える理由

当法人の経営する介護老人保健施設の継続的運営を目的とし、現在と同規模での建替えに要する土地を選定及び取得する際、土地の規模として1,300坪程度必要となり、かなりの広大な土地を要するため、5か年で選定取得することは難しいと判断する。

承認社会福祉充実計画の変更に係る新旧対照表

	変更前	変更後
社会福祉充実残額	174,200千円	368,140千円
事業概要	当法人の経営する介護老人保健施設の継続的運営をかんがみ現在と同規模での建替えに要する <u>土地取得に向けての事業を行う</u>	当法人の経営する介護老人保健施設の継続的運営をかんがみ現在と同規模(入所80名、通所40名、短期)での建替えに要する <u>土地取得および改築工事、既存建物の解体工事</u> に係る事業を行う
事業費用	174,200千円	1,811,625千円
検討結果	当法人の経営する介護老人保健施設の継続的運営をかんがみ現在と同規模での建替えに要する <u>土地取得の必要性</u> を考え取組を行うこととした	当法人の経営する介護老人保健施設の継続的運営をかんがみ現在と同規模(入所80名、通所40名、短期)での建替えに伴う <u>土地取得および改築工事、既存建物の解体工事の必要性</u> を考え取組を行うこととした
計画の実施期間における事業費合計	174,200千円	1,811,625千円
財源構成 (社会福祉充実残額)	174,200千円	1,811,625千円
財源構成 (借入金)	0円	1,443,485千円
事業の詳細 (事業内容)	当法人の経営する介護老人保健施設の継続的運営をかんがみ現在と同規模での建替えに要する <u>土地を取得するための費用に充当する</u>	当法人の経営する介護老人保健施設の継続的運営をかんがみ現在と同規模(入所80名、通所40名、短期)での建替えに伴う <u>土地取得および改築工事、既存建物の解体工事のための費用に充当する</u>
事業費積算(概算)	現在建物延床面積 $3,438.46\text{m}^2 \times 0.3025 = 1,040\text{坪}$ 坪単価168,000～170,000円 $\times 1,040\text{坪} = 174,720\text{千円}$	土地取得費用:411,125千円 改築工事費用:1,316,500千円 解体工事費用:84,000千円 総工事費用:1,811,625千円

手続実施結果報告書

令和3年6月10日

社会福祉法人ルボア

理事長 檜村 英一郎 殿

税理士法人合同経営

税理士 今田 重昭



私は、社会福祉法人ルボア（以下「法人」という。）からの依頼に基づき、「平成29年度～令和8年度社会福祉法人ルボア 社会福祉充実計画」（以下「社会福祉充実計画」という。）の承認申請に関連して、社会福祉法第55条の2第5項により、以下の手続を実施した。

1. 手続の目的

私は、「社会福祉充実計画」に関して、本報告書の利用者が手続実施結果を以下の目的で利用することを想定し、「実施した手続」に記載された手続を実施した。

- ① 「社会福祉充実計画」における社会福祉充実残額が「社会福祉充実計画の承認等に係る事務処理基準」（以下「事務処理基準」という。）に照らして算出されているかどうかについて確かめること。
- ② 「社会福祉充実計画」における事業費が、「社会福祉充実計画」において整合しているかどうかについて確かめること。

2. 実施した手続

- ① 社会福祉充実残額算定シートにおける社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等に係る控除の有無の判定と事務処理基準を照合する。
- ② 社会福祉充実残額算定シートにおける社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等について事務処理基準に従って再計算を行う。
- ③ 社会福祉充実残額算定シートにおける再取得に必要な財産について事務処理基準に従って再計算を行う。
- ④ 社会福祉充実残額算定シートにおける必要な運転資金について事務処理基準に従って再計算を行う。

- ⑤ 社会福祉充実残額算定シートにおける社会福祉充実残額について、再計算を行った上で、社会福祉充実計画における社会福祉充実残額と突合する。
- ⑥ 社会福祉充実計画における 1、2、4 及び 5 に記載される事業費について再計算を行う。

3. 手続の実施結果

- ① 2 の①について、社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等に係る控除対象財産判定と事務処理基準は一致した。
- ② 2 の②について、社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等の再計算の結果と一致した。
- ③ 2 の③について、再取得に必要な財産の再計算の結果と一致した。
- ④ 2 の④について、必要な運転資金の再計算の結果と一致した。
- ⑤ 2 の⑤について、社会福祉充実残額の再計算の結果と一致した。さらに、当該計算結果と社会福祉充実計画における社会福祉充実残額は一致した。
- ⑥ 2 の⑥について、社会福祉充実計画における 1、2、4 及び 5 に記載される事業費について再計算の結果と一致した。

4. 業務の特質

上記手続は財務諸表に対する監査意見又はレビューの結論の報告を目的とした一般に公正妥当と認められる監査の基準又はレビューの基準に準拠するものではない。したがって、私は社会福祉充実計画の記載事項について、手続実施結果から導かれる結論の報告も、また、保証の提供もしない。

5. 配付及び利用制限

本報告書は法人の社会福祉充実計画の承認申請に関連して作成されたものであり、他のいかなる目的にも使用してはならず、法人及びその他の実施結果の利用者以外に配付又は利用されるべきものではない。

以 上